介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	658	706 円	1,411 円	2,116円	
要介護2	777	833 円	1,666 円	2,499 円	
要介護3	900	965 円	1,930 円	2,895 円	
要介護4	1,023	1,097円	2,194 円	3,290円	
要介護5	1,148	1,231 円	2,462 円	3,692 円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	584	626 円	1,252 円	1,878円	
要介護2	689	739 円	1,478 円	2,216 円	
要介護3	796	854 円	1,707円	2,560円	
要介護4	901	966 円	1,932 円	2,898 円	
要介護5	1,008	1,081 円	2,161 円	3,242 円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護し	570	611 円	1,222 円	1,833 円	
要介護2	673	722 円	1,443 円	2,165円	
要介護3	777	833 円	1,666 円	2,499 円	
要介護4	880	944 円	1,887円	2,830 円	
要介護5	984	1,055 円	2,110円	3,165円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	388	416 円	832 円	1,248 円	
要介護2	444	476 円	952 円	1,428 円	
要介護3	502	539 円	1,077 円	1,615円	
要介護4	560	601 円	1,201 円	1,801円	
要介護5	617	662 円	1,323 円	1,985 円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	370	397 円	794 円	1,190円	
要介護2	423	454 円	907 円	1,361 円	
要介護3	479	514 円	1,027円	1,541 円	
要介護4	533	572 円	1,143 円	1,714 円	
要介護5	588	631 円	1,261 円	1,891 円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。 ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②各種加算

加算の名称	単位数		備考		
加弁の石物	平位奴	(割)	(2割)	(3割)	(相づ
入浴介助加算(I)	40	43 円	86 円	129 円	
生活機能向上連携加算(II)	200	215 円	429 円	644 円	1月単位
個別機能訓練加算(I)イ	56	60 円	120 円	180 円	
個別機能訓練加算(I)口	76	82 円	163 円	245 円	
口腔機能向上加算(I)	150	161 円	322 円	483 円	月2回まで
送迎減算	-47	-51 円	-101 円	-151 円	
介護職員等処遇改善加算(II)	か月に利用	したサービスのタ	総単位数に対し	て加算(9.0%)	

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ① ②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。
入浴介助加算(I)	○入浴介助を行った場合
	○入浴介助に関する研修を行った場合
	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事
	業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の
 生活機能向上連携加算(II)	理学療法士等が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員
工作成形的工建场加井(11)	等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成
	し、当該計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向
	上を目的とする機能訓練を提供した場合。
	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を 名以
	上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓
個別機能訓練加算(I)イ	練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供して
	いること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問
	し必要に応じて見直しを行う。
	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学
	┃ 療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓┃
個別機能訓練加算(I)口	練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供して
	いること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問
	し必要に応じて見直しを行う。
	看護職員等を 名以上配置して、利用者ごとの口腔機能改善
口腔機能向上加算(I)	管理計画を作成し、当該計画に従い看護職員等が口腔機能向
	上サービスを行った場合(2回/月まで)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤
介護職員等処遇改善加算(II)	務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる
/ BX-1947X 17 / C-2/ C147 / C117	改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・
	ベースアップ等のための加算

保険の対象とはならない費用一覧(2024年8月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食代700円	
	おやつ・飲み物代100円	
	利用日の前営業日の営業終了時間(17時30分)まで	
キャンセル料	に右記の連絡先に連絡がない場合、700円(昼食代)	045-924-3815
	を徴収します。	
	リハビリパンツ 1枚150円	
日用品	尿取りパッド I枚50円	
	サージカルマスク 枚20円	
日常生活費	実費	
通常の事業の実施地域	別途見積もり致します。	
以外の利用者の交通費		

(以下余白)